

# 鳥取県公立学校教職員（退職者向け）再任用選考審査実施要綱

鳥取県教育委員会

## 1 目的

既に定年退職等をした鳥取県公立学校教職員の再任用の選考資料とし、随時応募・選考するために定めるもの。

## 2 選考資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 鳥取県公立学校教職員を定年退職した者で、応募日時点で65歳に達していない者
- (2) 鳥取県公立学校教職員を25年以上勤続し、定年退職日以前に退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して、5年を経過する日までの間にある者
- (3) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

## 3 任用方法

従前の勤務実績及び健康状況による選考を行う。

## 4 任用期間

再任用発令は、原則として、発令日から年度末までとし、次年度以降は、1年ごとに任期を更新するものとする。

ただし、任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好であり、かつ、当該職員が同意する場合に行うものとする。

任期の末日は、65歳に達する日以後における最初の3月31日とする。

## 5 勤務条件等

### (1) 職務内容

- ① 一般の教職員と同様の業務に従事する。
- ② 配属先及び勤務形態は鳥取県教育委員会が決定する。

### (2) 任用する職

従前就いていた職を考慮しながら、原則として教諭、養護教諭、事務職員、技術職員（船員）、実習助手、寄宿舎指導員、介助職員、学校技能主事又は学校栄養職員の職に任用する。

なお、学校の設置者による再任用の可否は、原則として、次のとおりである。

例	再任用の可否
A市立学校を退職した教職員をA市立学校の教職員へ任用 A市立学校を退職した教職員をB町立学校の教職員へ任用 県立学校を退職した教職員を県立学校の教職員へ任用	可
A市立学校を退職した教職員を県立学校の教職員へ任用 県立学校を退職した教職員を市町村（学校組合）立学校の教職員へ任用	否

### (3) 勤務時間

週38時間45分のフルタイム勤務又は週15時間30分から31時間までの範囲の短時間勤務

### (4) 給与

区 分	適用となる級
教諭、養護教諭	教育職2級
実習助手、寄宿舎指導員	教育職1級
事務職員、介助職員、学校栄養職員	行政職2級
技術職員（船員）	海事職2級
学校技能主事	現業職給料表2級

- (注) 1 各級単一の号給で昇給なし。  
 2 短時間勤務の場合、フルタイム勤務の給料を基に勤務時間に応じて決定する。  
 3 職員の給与に関する条例等の改正により、適用となる級又は給料月額が変動する場合がある。

(5) 諸手当

区 分	手 当
支給あり	通勤手当、期末・勤勉手当(2.10月分)、教職調整額、義務教育等教員特別手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、単身赴任手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、定時制通信教育手当
支給なし	扶養手当、住居手当、へき地手当、退職手当

(注) 職員の給与に関する条例等の改正により、支給する手当の種類や期末・勤勉手当の支給率等が変更となる場合がある。

(6) 年次休暇

- ① フルタイム勤務者：一般の職員と同じ。  
 ② 短時間勤務者：勤務日数及び勤務時間数に応じた日数。

(7) 服 務

服務に関する規定（服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限等）は一般の職員と同様に適用。

(8) 共済制度

- ① フルタイム勤務者：共済組合の組合員となる。  
 ② 短時間勤務者：共済組合の組合員とならない。  
     ┌ 週20時間以上：健康保険に加入  
     └ 上記以外：共済組合の任意継続組合員制度又は国民健康保険に加入、若しくは被用者保険の被扶養者として加入

6 出願手続

(1) 提出書類

鳥取県公立学校教職員（退職者向け）再任用選考審査申込書（様式1）

(2) 提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 番地  
 鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課

7 適用日

この取扱いは、令和3年3月22日から適用する。